

地域連携小児夜間・休日診療料のご案内

初期救急医療の確保のために、地域の他の医療機関の医師と連携を取り、夜間・休日または深夜に診療が必要な体制を維持するため、以下の時間帯において「地域連携夜間・休日診療料1(450点)」を算定させていただきます。

算定対象日時： 平日・土曜：18時以降、日祝：終日

365日安心して受診頂ける体制を維持するために厚生労働省により定められた診療報酬制度になりますので、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。